

山口県報

令和4年
9月9日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 二
道路の区域の変更 (道路整備課) 五
- 公告
契約の締結 (防災危機管理課) 五
○公安委公告
契約の締結 五



山口県告示第二百六十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年九月九日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和四年九月九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社アストム
住 所 東京都港区西新橋二丁目六番二号
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社アストム
所在地 周南市御影町一番一号
- 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 (m^3 /日)力	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定
四六一イ	九七二	令和四、三 一〇、三	令和四、一〇 一〇、一〇	令和四、一〇 一〇、一〇
備考 「四六一イ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設をいう。				
		間 隔	連 続	二 四 時 間
		間 隔	時 間	一 日 当 た の 使 用 間 動 季 節 的 変 動 の 概 要
		間 隔	時 間	変 動 な し

山口県告示第二百六十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年九月九日から同月三十日までの

No. 1	排水口	排水の汚染状態の値										排水の一日当たりの量 (m ³)					
		水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質量 (mg/l)		鉍油類 (mg/l)		素 (mg/l)			燐 (mg/l)				
七	八・六	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最	四七二	七八八

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

P H 調整槽	種類	汚水等の汚染状態の値															
		項目		水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質量 (mg/l)		鉍油類 (mg/l)		素 (mg/l)		燐 (mg/l)			
七	三	処理後	処理前	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最	〇・四二	〇・八五

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

P H 調整槽	種類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	間隔	一日当たり使用時間	季節的変動の要	変動なし	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
七	六	コンクリート製	二、一六〇	中和	連続	二四時間	概	変	動	なし	(既)	設

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚水等の汚染状態の値											
	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質量 (mg/l)		鉍油類 (mg/l)		素 (mg/l)		燐 (mg/l)	
四六一イ	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最
六	七	三	一〇	二〇	五	二〇	二	五	〇・〇三	〇・〇五	三〇	三三二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和四年九月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 株式会社アストム

住 所 東京都港区西新橋二丁目六番二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社アストム

所在地 周南市御影町一番一号

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有

機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	四六―イ		種 類		項 目	能 力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	造			使用の方法				
	変更前	変更後	変更前	変更後			工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔	一日当た りの使用 時間	季節的 変動の 概要		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(既 設)	(既 設)	連続	二四時間	〃	連続	二四時間	〃
備考	「四六―イ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設をいう。													

山口県告示第二百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和四年九月九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年九月九日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
路線名 防府環状線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
防府市牟礼柳三三二六二の六地先から 同市牟礼柳三二六六の一地主まで	最狭 四三・〇	最狭 四三・〇	二七・二	九六・〇	



(一五三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和四年九月九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総務部防災危機管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
統合原子力防災ネットワーク用通信機器 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和四年六月三十日

- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
FLCS株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地
- 六 落札金額
一億三千六百七十五万二千元

七 入札公告日

令和四年五月十七日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和四年九月九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
捜査支援用画像解析システム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和四年七月二十八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
山口視聴覚機器株式会社 山口市駅通り二丁目七番一四号
- 六 落札金額

七 三千二百四十九万八千四百円
入札公告日

令和四年六月十七日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

令和四年九月九日印刷
令和四年九月九日発行

発行所
行人所

山口県知事
山口県知事